hemitech RTK Tool アプリケーションソフトウェア利用規約

hemitech RTK Tool アプリケーションソフトウェア利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社hemitech（以下「当社」）が提供するhemitech RTK Tool アプリケーションソフトウェア（後述するhemitech RTK Tool Lite/Proを含みます。以下「本ソフトウェア」といいます。）の利用に関し、その提供条件及び当社と利用者（以下「ユーザー」といいます。）との間の権利関係を定めるものです。本ソフトウェアの利用に際しては、本規約の全文をお読みいただいた上で、本規約に同意していただきますようお願いいたします。

なお、本ソフトウェアをインストールまたは使用することにより、ユーザーは本規約の条項に同意したものとみなされます（以下、当社とユーザー間の契約を「本契約」といいます。）。

第 1 条（利用許諾）

当社は、ユーザーに対し、本ソフトウェアを、本規約の条件に従い、譲渡不可かつ非独占的な形態で使用することを許諾します。ユーザーは本ソフトウェアをバイナリ実行形式でのみ使用できます。ソフトウェアの著作権その他知的財産権は当社に留保されており、本ソフトウェアは販売されるものではなくライセンス（使用許諾）されるものです。ユーザーは、本ソフトウェアを日本国内でのみ使用するものとし、本契約で明示的に許諾された範囲を超えて本ソフトウェアを使用してはなりません。

第 2 条（本規約の改定・変更）

1. 当社は、当社が必要と判断する場合、契約者の承諾を得て、本規約の内容を変更又は追加できるものとします。ただし、次の各号の一に該当する場合、契約者の承諾があったものとみなすことができるものとします。
   (1) 当該変更又は追加が、契約者の一般の利益に適合するとき
   (2) 当該変更又は追加が、本規約を締結した目的に反せず、かつ、必要性、内容の相当性、その他の当該変更又は追加に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項の変更又は追加を行うときは、事前にその旨及び当該変更又は追加の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとします。

第 3 条（禁止事項）

1. ユーザーは、本ソフトウェアの使用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。
   (1) 当社が本ソフトウェアの使用またはインストールを意図していないハードウェア製品または環境において、本ソフトウェアを使用またはインストールする行為。
   (2) 本ソフトウェアに基づく派生的な作品（派生ソフトウェア）を作成する行為。
   (3) 本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他解析する行為。
   (4) ユーザーが本契約上有する権利を譲渡し、または本ソフトウェアを第三者に販売、譲渡、再許諾する行為。
   (5) 本ソフトウェアに関する著作権表示や商標等の権利表示を削除、改変隠匿する行為。
   (6) 本ソフトウェアを、適用される法令または規制に違反する方法または目的で使用する行為。また、第三者の権利を侵害する態様で本ソフトウェアを利用する行為。
   (7) 本ソフトウェアを、日本国外で使用する行為。
   (8) その他、当社が不適切と判断する方法で本ソフトウェアを利用する行為。
2. ユーザーが前項の各号に該当する場合、当社は、事前に催告することなく、直ちに当該ユーザーの本ソフトウェアを利用する権利を停止、若しくは取消し、又は本契約を解除することができます。
3. 第１項に定めるほか、ユーザーの責めに帰すべき事由によって、ユーザーに本サービスの提供を継続し難い事由が発生し、当社がこれを是正するよう催告をしたにもかかわらず、ユーザーが１４日以内にこれを是正しないときは、当社は、本契約の全部又は一部を解除することができます。

第 4 条（アップデート）

1. 当社は、自己の裁量により、ユーザーに対し、本ソフトウェアの不具合修正、機能改善または仕様変更等のアップデート

（以下「アップデート」）を提供する場合があります。ただし、当社は本ソフトウェアに関するアップデート提供義務を負うものではありません。

2. 前項の規定にかかわらず、当社は、Pro 版を利用するユーザーに対して、購入日から１年間または本ソフトウェアが対応する対象受信機・端末・連携アプリケーションのサポート終了日のいずれか短い方に限り、当社より提供されるアップデートを入手しダウンロードおよびインストールすることができることを保証します。保証期間経過後は、当社はユーザーに対し、アップデートを提供する義務を負いません。
3. Lite 版をご利用のユーザーに対して、当社はアップデート提供に関するいかなる保証もいたしません。無償版ユーザーへのアップデートの提供は当社の任意によるものであり、当社は必要に応じてアップデートを提供する場合がありますが、その頻度・内容・期間について責任を負うものではありません。
4. 本ソフトウェアに対するアップデートに関する情報は、当社ウェブサイト上または当社もしくは正規販売店からの電子メール等の方法で通知します。
5. 本ソフトウェアのメジャーアップデートがあった場合で、Pro 版のユーザーがLite 版のアップデートをダウンロードした場合、Pro 版の機能やライセンス状態が引き継がれない可能性があります。ユーザーは、新バージョンのソフトウェアにおいて継続してPro 版機能を利用するために、追加のライセンス購入または再アクティベーションが必要となる場合があることを予め承諾します。

第 5 条（サポート）

1. 当社は、ユーザーに対し、本ソフトウェアに関する技術サポート（電話または電子メールによる問い合わせ対応等）を提供する場合があります。ただし、当社は本ソフトウェアに関するサポートサービスを提供する義務を負うものではありません。サポートを提供するか否か、提供するときの対応手段・範囲は当社の裁量によって決定されます。
2. 当社は、サポート用の技術ドキュメントやFAQ 等を提供する場合がありますが、これも当社の任意提供によるものであり、常に最新かつ十分な内容であることを保証するものではありません。
3. 当社は、その裁量により提供中のサポートサービスの内容を変更、中断または終了することがあります。
4. 当社は、問い合わせ内容や状況に応じて、当社の判断で有償のサポートサービス（例：現地訪問サポート等）を提供する場合があります。その際の条件や料金は個別に定め、お客様と当社の合意により実施されます。

第 6 条（バックアップ）

ユーザーは、本ソフトウェアの使用により生成または保存されるデータにつき、適宜自己の責任においてバックアップを行うものとします。本ソフトウェアの誤動作や不具合、その他理由を問わず、本ソフトウェアの使用に起因してユーザーのデータが消失または毀損した場合に備え、ユーザーは当該データおよび関連システムの定期的なバックアップを実施してください。ユーザーがバックアップを実施しなかったためにデータが失われた場合、理由の如何を問わず、その結果生じる損失・損害について、当社は一切の責任を負いません。

第 7 条（知的財産権の帰属）

1. 本ソフトウェアおよびそれに付随するすべてのマニュアル、資料等に関する知的財産権（著作権、商標権、特許権、ノウハウに係る権利を含みますが、これらに限られません。）は当社または当社にライセンスを許諾している第三者に帰属します。ユーザーには本ソフトウェアの使用権のみが許諾され、本ソフトウェア自体の所有権、知的財産権その他の権利はユーザーに移転しません。
2. 本ソフトウェアに関連して使用される「hemitech」等の商標、ロゴおよびサービスマーク（以下「当社商標」）は当社の財産です。その他、本ソフトウェア上に表示される第三者の商標（以下「第三者商標」といいます。）は各社の財産です。ユーザーは、当社商標または第三者商標を、それぞれの権利者の事前の書面承諾なく使用することはできません。

第 8 条（保証の範囲と条件）

1. 当社は、Pro 版ライセンスを購入したユーザーに対し、以下に定める条件および除外事項のもとで、本ソフトウェアがその取扱説明書に実質的に従った動作をすることを保証します。保証期間は、ユーザーが本ソフトウェア（Pro 版）を最初に購

入した日から起算して1年間とします（以下「保証期間」）。

2. 前項の規定にかかわらず、本ソフトウェア（Pro版）の保証（保守）は、上記の1年間または本ソフトウェアが対応する対象受信機・端末・連携アプリケーションのサポート終了日のいずれか短い方までとします。対象ハードウェアやOSのサポートがメーカー等で終了した場合、当社による本ソフトウェアの保証もその時点で終了します。
3. 保証期間中に提供されたアップデート版について、当社は当該アップデートの納品日から90日間、または元の残存保証期間のいずれか長い期間、本ソフトウェア（アップデート版）がそのアップデートに付属する資料に記載された仕様に実質的に適合することを保証します。
4. 本ソフトウェアLite版をご利用のユーザーに対して、当社は本条に定めるいかなる保証も提供いたしません。Lite版のユーザーは、本ソフトウェアを自己責任で使用するものとし、不具合等があっても当社が修補・是正する義務を負わないことを了承します。

第 9 条（保証の除外事項）

1. 以下の事由に起因する本ソフトウェアの瑕疵（契約不適合）について、当社は第9条の保証責任を負いません。
   (1) ユーザーが当社提供の取扱説明書・ドキュメントに従った使い方をしなかった場合。
   (2) 当社以外の者により本ソフトウェアが改変、修正、変更された場合。
   (3) ユーザーの使用する他の機器または他社製ソフトウェアに起因する不具合の場合。
   (4) 輸送中の事故、誤用・乱用、不適切な設置、落雷その他外部要因（当社の責めに帰さない事由）により生じた損傷・障害の場合。
2. 当社は本ソフトウェアを使用して取得される測位位置の精度または正確性について何ら保証するものではありません。本ソフトウェアは、ナビゲーションの主な手段として使用されること、また、生命・安全に関わる用途で使用されることを想定していません。

第 10 条（保証の否認）

本契約に明示的に定める場合を除き、当社は本ソフトウェアおよびその使用に関し、ユーザーに対していかなる種類の保証も行いません。当社は商品性、特定目的への適合性、正確性、信頼性、ウイルスが存在しないこと、本ソフトウェアの継続的な稼働・無エラー稼働等についての黙示の保証を含むすべての保証を明確に否認します。また、取引過程や商習慣によって生じる保証も適用されないものとします。ユーザーは、本ソフトウェアに関する使用結果について全て自己の責任で評価し、有用性を判断するものとします。当社が書面または口頭で提供する一切のアドバイス・情報（技術サポートや使用上のヒント等を含む）も、本契約に明示された保証を追加・拡張するものではありません。

第 11 条（保証請求手続）

ユーザーが第８条に基づく保証請求（修補・交換・返金等）を行う場合、以下の手続を遵守するものとします。

(1) 保証請求の前に、ユーザーは当社が提供する最新のアップデートを確認し、適用していることを自ら確認するものとします。アップデート適用を怠った場合、当社は保証責任を負いません。
(2) 保証請求には購入証明書または購入を示す情報の提示が求められる場合があります。当社または正規販売店からの購入記録が確認できない場合、保証対応ができないことがあります。
(3) 保証期間内であっても、期間満了間際の請求に対し当社が迅速な対応を行えない場合があります。保証期間を過ぎてからの請求には一切応じられませんのでご注意ください。

第 12 条（ユーザーの救済）

保証期間中に本ソフトウェアが取扱説明書に記載された仕様に重大な点で適合しなかった場合（契約不適合が発生した場合）、当社が負う責任およびユーザーに対する救済措置は、当社の選択により以下のいずれかとします。なお、本条の定めはPro版購入者に対する保証救済を定めたものであり、Lite版については適用されません（Lite版は保証対象外のため、修補・交換・返金の請求はできません。）。

(1) 本ソフトウェアの不適合部分を修補し、契約適合な状態に是正すること。

⑵ 本ソフトウェアを同等機能を有する契約適合な別のソフトウェアと交換すること。

⑶ 当社が商業的に合理的な努力にもかかわらず、上記⑴または⑵の対応を請求後180日以内に行えない場合、本契約を解除し、ユーザーは本ソフトウェアの使用を中止します。その際当社は、Pro版のユーザーに限り、ユーザーが当社に支払った購入代金から、当該ソフトウェアの推定耐用年数を3年とみなして直線減価償却した残額をユーザーに返金します（購入額を36か月で均等償却し、残存期間月数分を返金）。

第 13 条（損害賠償等）

1. ユーザーが本規約に反する行為をした場合、当社は、当該行為を差し止めることができます。ユーザーは、当該行為により当社又は第三者に損害が発生した場合、この損害を賠償する義務を負います。
2. 当社は、本ソフトウェアの利用に関連して契約者又はユーザーが被った損害について、当社に故意又は重過失があった場合を除き、一切賠償の責任を負いません。
3. 前項の規定にかかわらず、当社が損害賠償責任を負う場合においても、当社の損害賠償責任の範囲は、ユーザーに直接かつ現実に発生した通常の損害（逸失利益や特別損害を含みません。）に限られるものとし、その賠償額は、当社がユーザーから現実に受領した本サービス利用料金（Lite版ユーザーについては１万円）を上限とします。

第 14 条（第三者の知的財産権侵害に対する補償）

1. ユーザーが本ソフトウェアを適法に使用した結果、第三者から本ソフトウェアが当該第三者の特許権、著作権その他知的財産権を侵害しているとのクレームがされた場合、ユーザーは速やかに当社にその旨を書面で通知するものとします。当社は、自らの費用負担でそのクレームに対する対応（係争の処理）を行う権利を有し、ユーザーは当社が防御を行うに必要な協力（関連資料の提供等）を行うものとします。
2. 当社は、前項のような知的財産権侵害の主張によりユーザーによる本ソフトウェアの使用が差し止められるおそれがあると判断した場合、自己の裁量と費用負担において次のいずれかの措置を講じることができます。
   ⑴ ユーザーによる本ソフトウェアの継続使用が可能となるように、第三者との間でライセンス契約その他の利用許諾契約を締結する。
   ⑵ 本ソフトウェアを、侵害を構成しないように改変する（ただし改変により本ソフトウェアの性能・機能に重大な悪影響を及ぼさない範囲で行うものとします）。
   ⑶ 本ソフトウェアを、侵害のおそれのない同等以上の機能・性能を有するソフトウェア製品に交換する。
   ⑷ 上記⑴～⑶が商業的に合理的な基準で実行困難な場合、ユーザーに対する本ソフトウェアの使用許諾（ライセンス）を終了し、ユーザーは本ソフトウェアの使用を中止します。その際当社は、ユーザーが支払った購入代金から、本ソフトウェアの推定耐用年数3年にわたり直線償却した残額を返金するものとします。
3. 当社は、以下の事由に起因して生じた知的財産権侵害の請求については、一切の責任を負いません。
   ⑴ 本ソフトウェアが予定された使用方法以外の態様で使用された場合。
   ⑵ ユーザーまたはその代理人が本ソフトウェアを改変したことに起因する場合。
   ⑶ 本ソフトウェアと他の製品、ソフトウェア、機器、システムまたはプロセスとを組み合わせて使用したことに起因する場合。

第 15 条（不可抗力）

当社は、天災地変、戦争、暴動、内乱、テロ行為、感染症若しくはこれに類するもの、サイバー攻撃、争議行為、法令等の制定若しくは改廃、公共インフラ（輸送機関、通信回線等を含みます）の事故、電力事故、政府機関による命令、仕入先等の製造中止及び操業停止、その他不可抗力によって本ソフトウェアの使用が妨げられた場合、それによってユーザーに生じた損害又は不利益について責任を負いません。

第 16 条（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

1. 当社とユーザーとの契約は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されます。
2. 本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 17 条（ライセンスのアクティベーション）

1. 本ソフトウェアの一部の機能（Pro 版機能）は、ユーザーが有償でアクティベートすることにより使用可能となります。なお、Pro 版をインストールした端末を、別の端末に移行することはできません。
2. 1 度のアクティベーションにつき、本ソフトウェアの Pro 版を利用できる端末（デバイス）は 1 台のみとします。もし複数端末で Pro 版を使用するには別途アクティベーションをする必要があります。
3. ユーザーは、本ソフトウェアおよびそのライセンスを第三者に譲渡または再許諾することはできません。
4. 第４条第５項に記載のとおり、本ソフトウェアのメジャーアップデートがあった場合で、Pro 版のユーザーが Lite 版のアップデートをダウンロードした場合、Pro 版の機能やライセンス状態が引き継がれない可能性があります。ユーザーは、新バージョンのソフトウェアにおいて継続して Pro 版機能を利用するために、追加のライセンス購入または再アクティベーションが必要となる場合があることを予め承諾します。

附則

2025 年 10 月 1 日　制定・施行